

甲斐市  
地球温暖化対策実行計画  
～ 甲斐市役所エコアクションプラン ～

平成 21 年 3 月

甲 斐 市

## 目 次

1. 計画の基本的事項 .....	1
1.1 計画策定の背景 .....	1
1.2 計画の目的 .....	2
1.3 計画期間 .....	2
1.4 計画の対象とする事務及び事業の範囲 .....	2
2. 温室効果ガスの排出現況 .....	3
2.1 計画の対象とする温室効果ガスの種類 .....	3
2.2 算出方法と排出係数等 .....	3
2.3 市の事務及び事業における温室効果ガス総排出量 .....	4
3. 温室効果ガス排出量削減のための数値目標 .....	8
4. 具体的な取組 .....	10
4.1 取り組みの基本方針 .....	10
4.2 具体的な職員行動マニュアル .....	11
5. 計画の実施、点検 .....	15
5.1 計画の管理体制 .....	15
5.2 点検・評価・公表 .....	16
5.3 計画の見直し .....	17
6. 資料編 .....	18
対象施設一覧表 .....	19
公用車一覧表 .....	21
活動量調査シート .....	24
温室効果ガス排出量の算定方法と排出係数 .....	25

## 1. 計画の基本的事項

### 1.1 計画策定の背景

近年の環境問題は、都市化の進展をはじめ、生活様式の高度化、多様化など様々な要因によって引き起こされており、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄による社会活動は、地球温暖化やオゾン層破壊などといった地球規模の環境問題を提起し、人類の生存基盤まで影響を及ぼすに至っています。

特に温室効果ガスによる地球温暖化については、その影響が長期化、地球規模まで及ぶ問題として深刻化しており、その解決には、行政、事業者、市民が一体となって取り組むことが求められています。

この取り組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、同法において地方公共団体は、管理する事業所及び施設から排出される温室効果ガスの排出制御のための措置に関する「実行計画」の策定と排出量の公表が義務付けられました。

また、平成 17 年 2 月に発効された京都議定書において、我が国は 2012 年（平成 24 年）までに温室効果ガスの排出量を 1990 年（平成 2 年）比で 6%削減することを約束し、平成 20 年はその約束期間の始まりであります。

こうした状況を踏まえて、地球温暖化への積極的な取り組みとして「甲斐市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務及び事業から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制を推進するものであります。

なお、本計画を策定する効果として、地球温暖化対策の側面、またその他の側面として、次のような点が挙げられます。

#### ① 温室効果ガスの排出抑制

市自らの事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制につながります。

#### ② 循環型社会の形成促進

市が環境への負担の少ない製品やサービスを計画的かつ継続的に導入することで、グリーン調達に関するマーケットを創出することができ、循環型社会の形成を促進できます。

#### ③ 経費の削減

電気、燃料、紙、水などの使用を抑制することは、事務経費の削減につながります。

## 1.2 計画の目的

市は、様々な政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、事業者や消費者としての性格を併せ持っていることから、市が地球温暖化防止をはじめとした環境に配慮した行動を率先して実行することにより、自らが環境に与える負担を軽減するとともに、市民・事業者の模範となり、地球温暖化の防止に向けての取組を促進することを目的とします。

## 1.3 計画期間

平成 18 年度を基準年度とし、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間で計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢等により、必要に応じて見直を行うものとします。

## 1.4 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所自らが実施するすべての事務及び事業とします。

なお、外部に委託して実施している事務及び事業（指定管理者制度により管理委託した施設を含む）については対象外としますが、温室効果ガスの排出の制御等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講じるよう要請します。

## 2. 温室効果ガスの排出現況

### 2.1 計画の対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する物質のうち、市の事務及び事業から排出される次の3物質とします。

二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気・ガスの使用</li><li>・自動車等の燃料の使用</li><li>・その他の燃料等の使用</li></ul>
メタン (CH <sub>4</sub> )	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車の走行</li><li>・し尿・下水処理</li></ul>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車の走行</li><li>・し尿・下水処理</li></ul>

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、上記物質のほかハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄が削減対象となっていますが、排出量の算出にあたっては煩雑な事務となることや排出量が極めて微量なため、対象から除外します。

### 2.2 算出方法と排出係数等

温室効果ガスの総排出量は、平成18年4月から平成19年3月までを算定期間とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」における排出係数、地球温暖化係数、そして使用量を乗じた算出式に基づいて行います。

※ 地球温暖化係数とは、二酸化炭素の温暖化をもたらす程度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスがどの程度温暖化をもたらすかを示す数値で、次の表のとおりになります。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310

### 2.3 市の事務及び事業における温室効果ガス総排出量

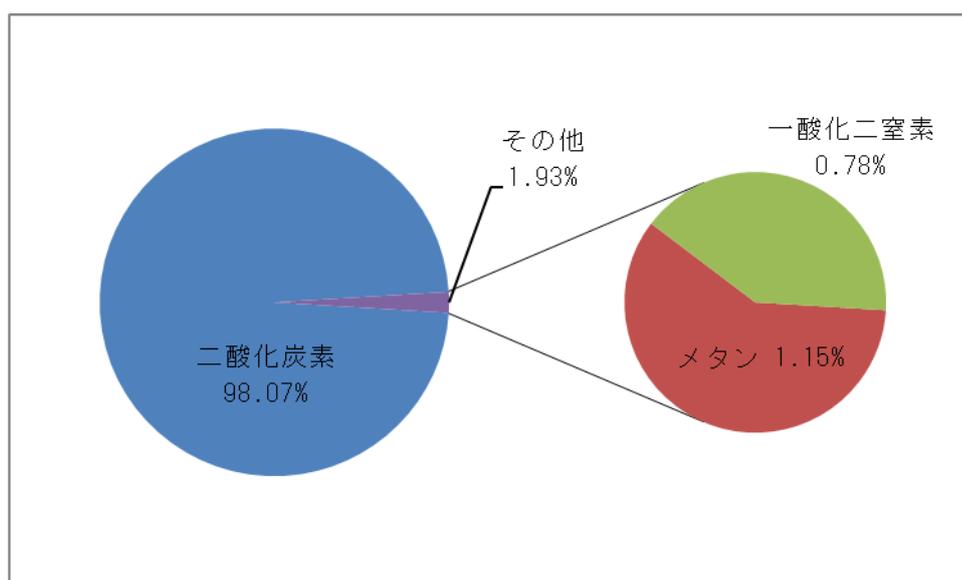
平成 18 年度における事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量は、次のとおりです。

【甲斐市 温室効果ガス総排出量(基準年度：平成 18 年度)】

8, 4 2 8, 3 5 3 k g - C O 2

#### (1) 温室効果ガス別排出量

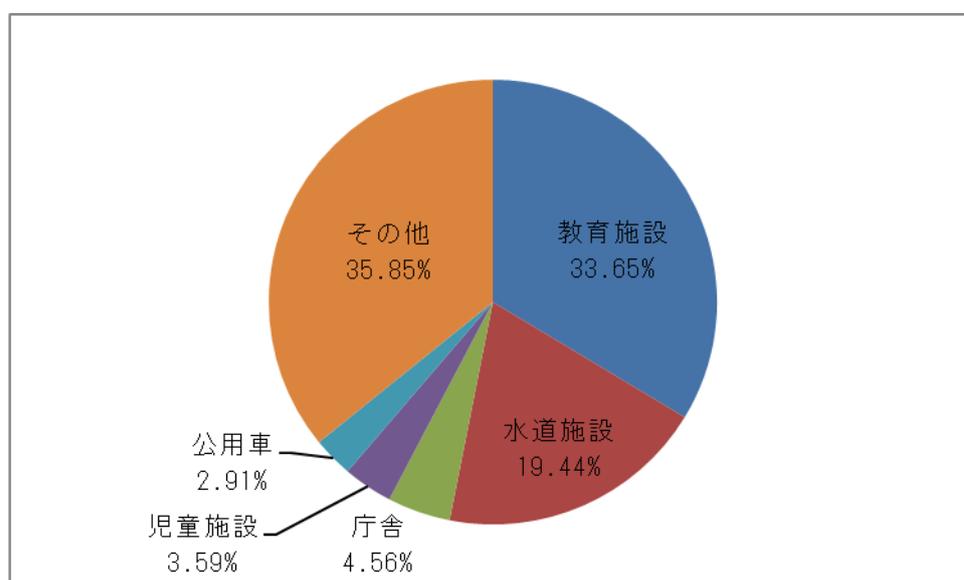
二酸化炭素 (C O 2)	メタン (C H 4)	一酸化二窒素 (N 2 O)
8, 265, 754 kg-CO <sub>2</sub>	96, 603 kg-CO <sub>2</sub>	65, 996 kg-CO <sub>2</sub>



市の事務事業における温室効果ガスの発生割合は、二酸化炭素が最も多く総排出量の約 98%を占めています。

(2) 部門別の温室効果ガス排出量

施設等	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
教育施設	2,836,495	33.65
水道施設	1,638,767	19.44
庁舎	383,988	4.56
児童施設	302,175	3.59
公用車	245,099	2.91
その他	3,021,827	35.85
計	8,428,353	100.00

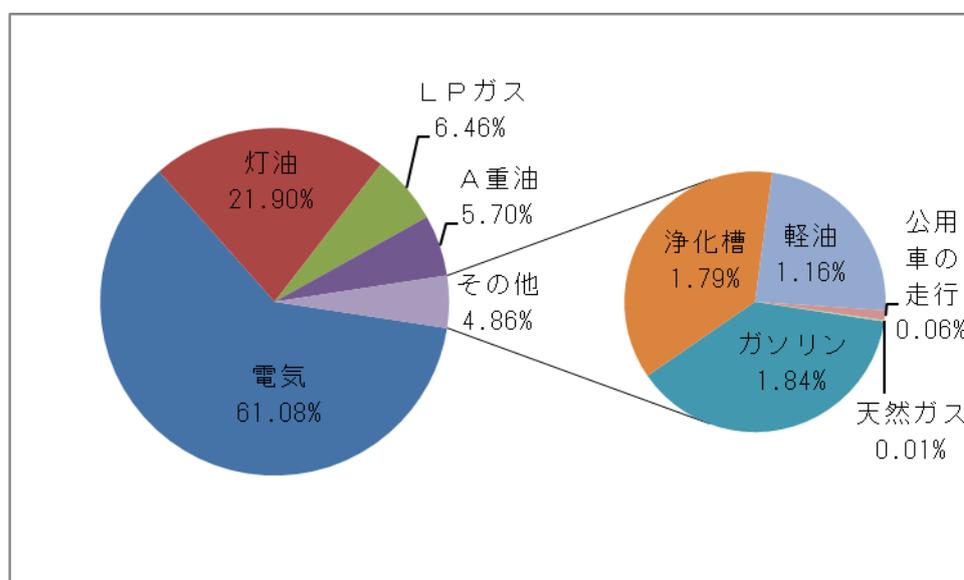


部門別の温室効果ガス排出量は、小中学校や公民館、文化施設、スポーツ施設の「教育施設」が最も多く、総排出量の約 33%を占めています。次いで、上水道事業による「水道施設」、竜王、敷島、双葉の各庁舎、水道事務所の「庁舎」となっています。

なお、「その他」とは、福祉施設、温泉施設、公園等です。

(3) 活動項目別の温室効果ガス排出量

活動項目	活動量	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電 気	15,186,017kWh	5,148,060	61.08
灯 油	739,026 ㍓	1,845,604	21.90
L P ガス	87,240 m <sup>3</sup>	544,156	6.46
A 重 油	177,350 ㍓	480,553	5.70
ガソリン	66,966 ㍓	155,473	1.84
浄 化 槽	6,342 人	150,647	1.79
軽 油	37,487 ㍓	98,187	1.16
公用車の走行	768,609 km	5,028	0.06
天然ガス	295 m <sup>3</sup>	644	0.01
計		8,428,352	100.00

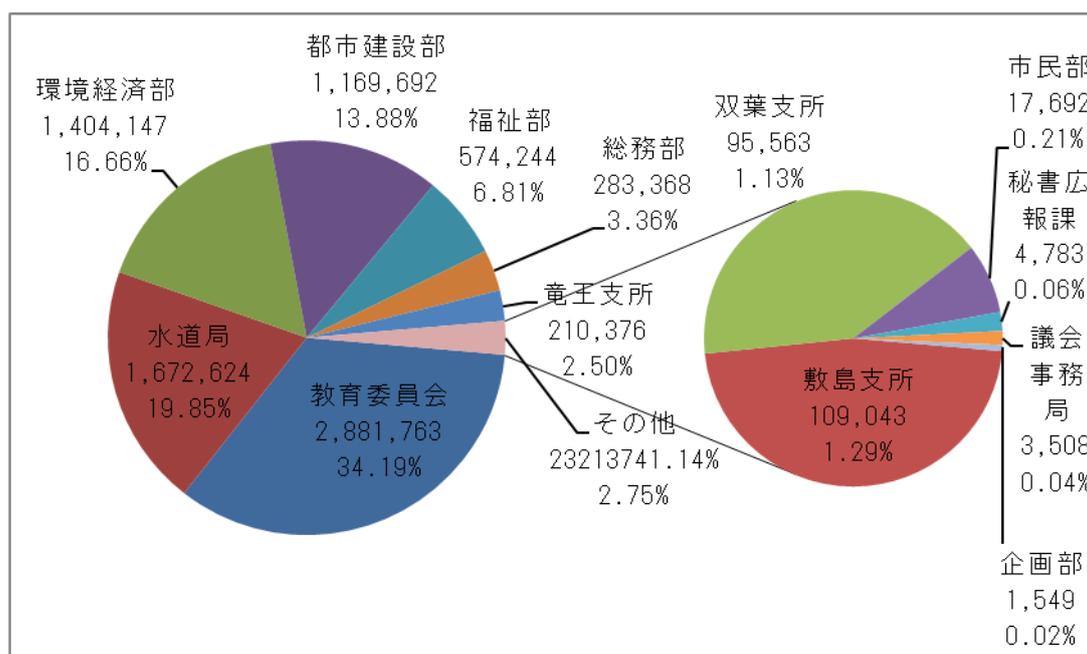


活動項目別の温室効果ガス排出量は、電気の使用による排出量が総排出量の60%以上を占めており、次に灯油の使用によるものとなっています。この電気、灯油の使用で全体の80%以上を占めています。

(4) 各部・課別の温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

部	課	排出量	部	課	排出量
教育委員会	教育総務課	1,458,628	福祉部	子育て支援課	308,775
	生涯学習文化課	598,505		健康増進課	256,684
	学校教育課	497,723		福祉課	6,476
	スポーツ振興課	241,764		高齢福祉課	2,309
		図書館	85,142	総務部	総務課
水道局	業務課	1,643,913	防災安全課		26,168
	工務課	28,711	竜王支所	竜王支所地域課	210,376
環境経済部	商工観光課	1,229,342	敷島支所	敷島支所市民課	83,027
	環境課	149,827		敷島支所地域課	26,016
	農林振興課	24,978	双葉支所	双葉支所地域課	48,266
都市建設部	玉幡公園管理課	998,501		双葉支所市民課	47,297
	緑化推進課	116,506	市民部	保険課	9,362
	下水道課	32,303		税務課	8,331
	建設課	16,495		秘書広報課	4,783
	都市計画課	3,034	議会事務局		3,508
	駅周辺整備室	2,853	企画部	企画課	1,549



### 3. 温室効果ガス排出量削減のための数値目標

甲斐市の温室効果ガス排出量の削減目標を、次のとおり定めます。

<p><b>【目標】</b></p> <p>平成24年度までに、 平成18年度排出量から <b>4%以上の削減</b> を目指します。</p> <p>※平成24年度における市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成18年度排出量 8,428,353 kg-CO<sub>2</sub> から 284,862 kg-CO<sub>2</sub> 以上削減します。</p>
---

#### 部門ごとの削減目標

施設等	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )		削減率 (%)	削減排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
	基準年度 (平成18年度)	目標年度 (平成24年度)		
教育施設	2,642,229	2,510,118	5.0	132,111
水道施設	1,638,767	1,638,767	※ <sup>1</sup> 0.0	0
庁舎	383,988	364,789	5.0	19,199
児童施設	302,175	287,066	5.0	15,109
公用車	245,099	215,687	12.0	29,412
その他	1,780,625	1,691,594	5.0	89,031
計	※ <sup>2</sup> 6,992,883	6,708,021	4.0	284,862

※1 水道施設（上水道ポンプ施設）は、市民に直接影響がある必須公共サービスであり、削減することが困難であるため現状維持とします。

- ※2 基準年度の排出量は 8,428,353 kg-CO<sub>2</sub> ですが、基準年度に対象施設であった次の施設は平成 20 年 4 月 1 日現在において指定管理者制度を導入しており、目標年度には対象施設とならないことから、削減率の算定にあたっては予め基準年度の排出量から差し引いてあります。

教育施設	双葉ふれあい文化館 (194,267 kg-CO <sub>2</sub> )
その他	甲斐敷島梅の里クラインガルデン (16,548 kg-CO <sub>2</sub> ) 釜無川レクリエーションセンター (366,843 kg-CO <sub>2</sub> ) 神明温泉志麻の湯 (300,213 kg-CO <sub>2</sub> ) 百楽泉 (557,599 kg-CO <sub>2</sub> ) 志麻の里ことぶきセンター (神明温泉志麻の湯に含む) 双葉共同福祉施設 (百楽泉に含む)

## 4. 具体的な取組

### 4.1 取り組みの基本方針

本市では、地球温暖化対策の推進に関して、次の方針に基づいて取り組みを進めます。

#### (1) 省エネルギー対策

- 各種燃料等エネルギーの使用量を節減します。
- 水の使用量削減を図ります。
- 自然エネルギー等への転換を進めます。

#### (2) 適正な自動車の利用

- 公用車の適正な運行に努めます。
- マイカーの適正な運行に努めます。

#### (3) 省資源、リサイクルの推進

- 紙の節約に努めます。
- ごみの分別、排出量の制御を行います。

#### (4) 環境に配慮した物品等の購入、利用の促進

- 再生品や再生材使用の物品等を優先して使用します。
- 環境に配慮した製品を、率先して購入します。

#### (5) 公共施設の整備、維持管理

- 公共施設整備にあたっては、環境配慮に努めます。
- 既存公共施設の維持管理にあたっては、環境配慮を促進します。

#### (6) 職員の意識の高揚、環境配慮行動の実行体制の確立

- 環境配慮について、職員の啓発を進めます。
- 情報の共有化をはかり、実効性の高い推進体制を作ります。

## 4.2 具体的な行動マニュアル

取り組みの基本方針を実行するために、行動マニュアルを取り組みごとに示します。

### (1) 省エネルギー対策

#### ○ 各種燃料等エネルギーの使用量を節減します。

- ・ 事務室、会議室等の空調調節にあたっては、各庁舎における設定温度及び使用時間を徹底します。
- ・ カーテン、ブラインド等により、効率的な冷房を工夫します。
- ・ クールビズ、ウォームビズなどの省エネルギーの服装を心がけます。
- ・ 照明の点灯は、原則、就業時間中のみとし、休み時間は、窓口業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・ 日中、廊下やトイレ等の照明は、支障のない範囲で点灯せず使用します。
- ・ 時間外勤務の際は、事務従事者以外の照明を点灯しません。
- ・ OA機器、コピー機等の事務機器は、業務に支障のない範囲で電源を切ります。
- ・ 退庁時には、パソコンのコンセントを抜きます。また、プリンターやコピー機等の電源を切ります。
- ・ 事務室で冷蔵庫、電気ストーブ、電気スタンドなど不要な電化製品を使用しません。
- ・ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減します。
- ・ 光熱水費の節約について常に点検します。
- ・ 事務改善による定時退庁を推進し、ノー残業デーを徹底します。
- ・ ポスターや庁内放送、メール等で省エネルギーの徹底を定期的に呼びかけます。

#### ○ 水の使用量削減を図ります。

- ・ 食器洗い、湯沸かし器での節水に努めます。
- ・ 常に節水に心がけ、手洗い、食器洗い、トイレ等は必要最低限の水で賄います。
- ・ 飲料水は個人で持参し、出来る限り給湯室は使用しないようにします。
- ・ 水洗トイレの無駄な水は流しません。
- ・ 公用車の洗車時には、バケツなどを利用して、節水に努めます。
- ・ 雨水利用のための設備の導入を検討します。

○ 自然エネルギー等への転換を進めます。

- ・ 新たな施設整備の際は、自然エネルギー等の導入を検討します。
- ・ 給湯、空調、発電に太陽光エネルギーの利用を検討します。
- ・ 照明に自然光を生かす工夫をします。

(2) 適正な自動車の利用

○ 公用車の適正な運行に努めます。

- ・ 管外出張には、公共機関の利用に努めます。
- ・ 駐・停車の際にはアイドリングストップを励行します。
- ・ エコドライブを心がけ、法定速度を遵守し、急発進、急停止はしません。
- ・ 過度のエアコン利用は控えます。
- ・ 車内を常に整理・整頓し、不用なものは積載しません。
- ・ タイヤの空気圧などを点検し、定期的に整備を行います。
- ・ 毎月の燃料消費量、走行距離等を記録整理し、適正運行に利用します。
- ・ 公用車を購入する際は、低公害車の選択を検討します。
- ・ 公用自転車の導入を検討します。

○ マイカーの適正な運行に努めます。

- ・ ノーマイカーデーの導入を検討します。
- ・ 通勤には、できる限り公共交通機関を利用します。
- ・ ノー残業デーは、職員間で自動車相乗りを励行します。
- ・ マイカー更新の際には、低公害車の選択を検討します。
- ・ 自動車通勤手当の減額と、自転車通勤手当の支給を検討します。

(3) 省資源、リサイクルの推進

○ 紙の節約に努めます。

- ・ 用紙は両面印刷を原則とします。
- ・ 会議資料等は、プロジェクター等OA機器の利用により削減します。
- ・ 支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。
- ・ 庁内LAN、電子メールの利用により、紙の使用を抑制します。
- ・ コピー、プリンターなどは縮小機能を利用し、枚数を減らします。
- ・ コピーの際は、リセットボタンを押して、ミスコピーを減らします。

- ・ ファイリングシステムを整備して、無駄な資料は作りません。
- ・ 市関係機関・団体等が発行する情報誌は、市広報紙に極力掲載するとともに、ホームページ等を有効に活用し、紙媒体を削減します。

○ ごみの分別、排出量の制御を行います。

- ・ 事務用品を大切に使い、修理などにより長期使用に努めます。
- ・ 市主催の行事では、できる限り使い捨て容器等は使用しません。
- ・ マイ箸・コップ・容器等の使用を推進し、使い捨て品は使用しません。
- ・ 各自で事務室のごみの分別を徹底します。
- ・ 各公共施設に分別ごみステーションを設置します。
- ・ ごみ袋の公費購入は職員数に応じて制限し、使い切った所属は職員の自己負担で購入します。

(4) 環境に配慮した物品等の購入、利用の促進

○ 再生品や再生材使用の物品等を優先して使用します。

- ・ 事務用紙は、古紙配合率の高いものを使用します。
- ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、再生品を使用します。
- ・ 印刷物には、古紙配合率、使用インクの明記に努めます。
- ・ 再生材を用いた事務用品等を使用します。

○ 環境に配慮した製品を、率先して購入します。

- ・ 事務物品は、エコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- ・ 詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入は極力控えます。
- ・ 公用車更新時は、原則、低燃費車を導入するとともに、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討します。

(5) 公共施設の整備、維持管理

○ 公共施設整備にあたっては、環境配慮に努めます。

- ・ 新規施設には、省エネルギー型の照明、空調機器を導入します。
- ・ 太陽光エネルギーなどの熱源として利用する設備の導入に努めます。
- ・ 十分な植栽を行い、屋上緑化、壁面緑化に努めます。
- ・ 雨水利用のための設備の導入を検討します。

- 既存公共施設の維持管理にあたっては、環境配慮を促進します。
  - ・ 照明器具等電気器具の更新の際は、省エネルギー型の器具に転換を図ります。
  - ・ 給排水衛生設備等は、点検により、定期的に整備を行います。
  - ・ 省エネルギーのための改修について研究します。

(6) 職員の意識の高揚、環境配慮行動の実行体制の確立

- 環境配慮について、職員の啓発を進めます。
  - ・ 環境に関する研修会等を開催します。また、職員はその研修会等に積極的に参加します。
  - ・ 環境保全に関する情報を、積極的に提供し共有します。
  - ・ 環境配慮に関する職員のアイデアを募集します。
  
- 情報の共有化をはかり、実効性の高い推進体制を作ります。
  - ・ 各職場で優れた取り組みを公表し、情報の共有化を図ります。
  - ・ 各施設の温室効果ガスの排出状況を可能な限り公表し、市の行動を市民、事業者に広めます。
  - ・ 燃料等の使用状況、自動車の運行状況のデータを分析し、改善策を検討します。

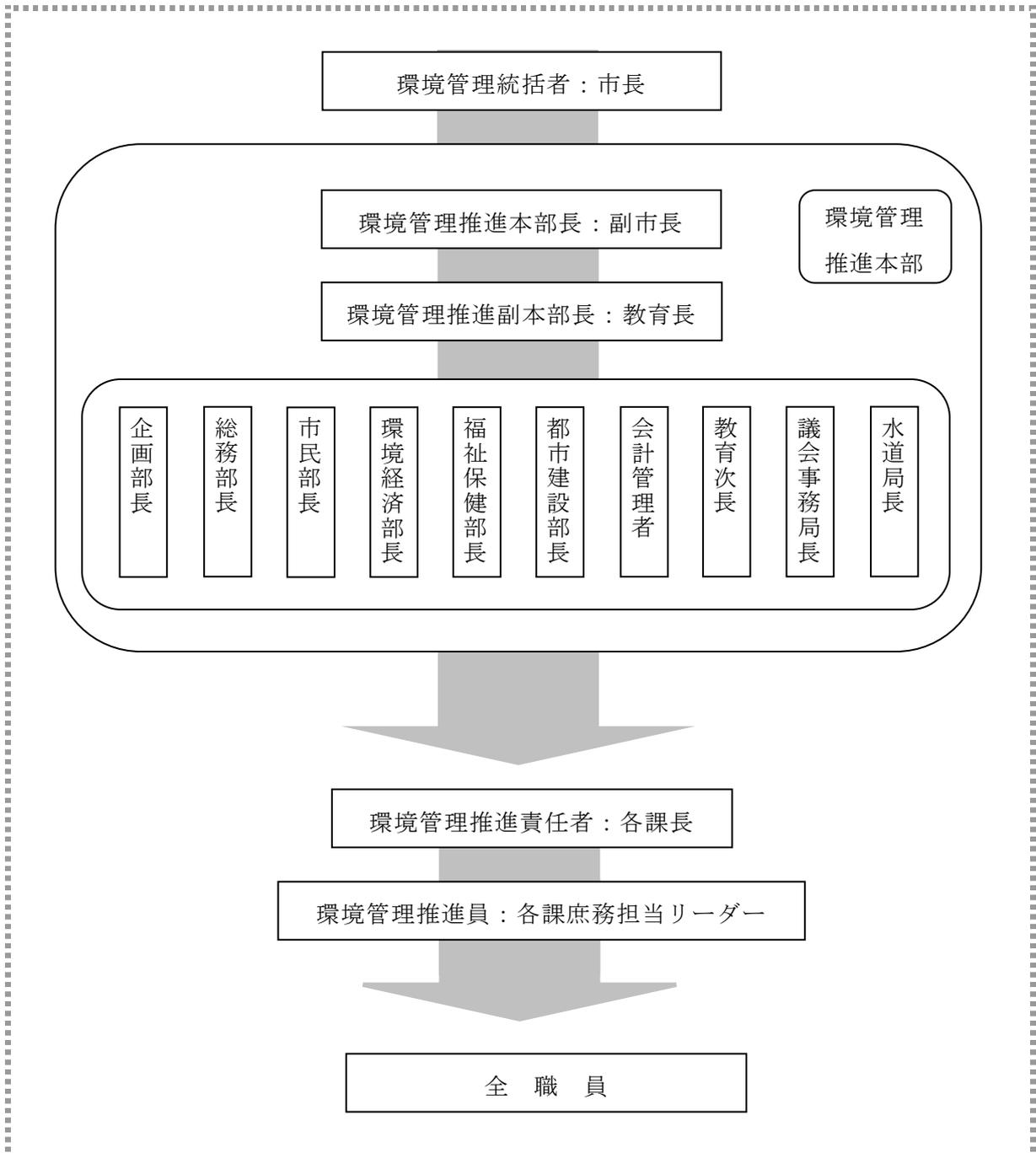
## 5 計画の実施、点検

### 5.1 計画の管理体制

甲斐市地球温暖化対策実行計画を効率的に推進するためには、職員一人ひとりが各職場で着実に行動をしていくことが必要です。

そのために取り組みの状況を把握し、評価することにより、問題点や新たな課題を的確に捉えていくための進行管理組織体制を構築します。

#### ◇環境管理推進組織図



◇環境管理推進組織における各部門の役割

組 織	役 職	主な役割
統 括 者	市 長	◆計画の策定及び見直し ◆計画及び評価結果の公表
環 境 管 理 推 進 本 部	本 部 長：副市長 副 本 部 長：教育長 本 部 員：部長職	◆計画推進方策等の見直しの検討 ・計画の基本事項 ・計画の目標 ・計画の推進体制 ◆点検結果の評価 ◆取り組みの改善指示
推 進 責 任 者	各課長	◆計画の実施状況の記録・管理 ◆記録等の事務局への報告 ◆点検結果、改善指示後の是正措置
推 進 員	各課庶務担当リーダー	◆計画の内容を職員に周知 ◆計画の推進 ◆職員からの意見、要望等の収集
全 職 員		◆行動
事 務 局	環境課	◆記録の点検、集計と推進本部への報告 ◆職員への普及、啓発 ◆職場の環境づくり

## 5.2 点検・評価・公表

### (1) 推進行動の点検

- ・ 推進員は、温室効果ガスの発生状況（活動量）を把握、点検し、推進責任者に報告します。
- ・ 推進責任者は、点検結果を事務局に報告するとともに、職員に対する取り組みの徹底を図ります。

### (2) 点検結果の評価

- ・ 事務局は、点検結果を推進本部へ報告します。

- ・ 推進本部は評価を行い、必要に応じて推進責任者に対して改善措置を指示します。

### (3) 点検結果の公表

- ・ 市長は、温室効果ガス排出量を示す基準値、現況値、目標値を含む計画の内容及び取り組み状況について、広報誌やホームページ等を活用して広く公表します。

## 5.3 計画の見直し

推進本部は、毎年、推進責任者及び事務局からの点検、評価結果の報告を受け、次の見直し項目について検討し、市長に報告します。

### (1) 計画の基本的事項

次に掲げる事項を踏まえ、地球温暖化対策の対象範囲等、計画の基本的事項に必要なかどうか検討します。

- ・ 新しい施設、設備の導入や大きな組織変更による計画への影響
- ・ 法律の改正

### (2) 計画の目標

次に掲げる点を考慮して、目標の妥当性について検討します。

- ・ 新たな取組目標の検討
- ・ 目標達成度と取り組みの実施効果
- ・ 総排出量の評価・算定方法等の変更による目標変更の必要性

### (3) 計画の推進体制

取り組みを実施する推進体制上の問題について、次にあげる事項等の情報を基に検討します。

- ・ 運用の実態と体制の整合性
- ・ 大幅な組織変更

市長は推進本部からの報告に基づき、見直しを行い、計画の変更や是正措置が必要な場合、推進本部に実行を指示します。

6 資料編

対象施設一覧表

平成 18 年 4 月 1 日現在

部 等	課 等	対 象 施 設
	秘書広報課	なし
企画部	企画課	なし
	財政課	なし
総務部	総務課	竜王庁舎、コミュニティ防災センター
	人事課	なし
	防災安全課	消防詰所 17、コミュニティ消防センター 5、消防ポンプ小屋 13
市民部	市民課	なし
	税務課	なし
	保険課	なし
環境経済部	農林振興課	甲斐敷島梅の里クラインガルデン、矢木羽湖農村公園
	商工観光課	釜無川レクリエーションセンター、神明温泉志麻の湯、百楽泉、駐輪場
	環境課	やすらぎ聖苑、敷島台し尿処理場、松島団地し尿処理場、敷島 24 時間資源リサイクルステーション
福祉保健部	福祉課	なし
	子育て支援課	竜王北保育園、竜王西保育園、竜王東保育園、竜王南保育園、竜王中央保育園、敷島保育園、松島保育園、双葉西保育園、玉幡児童館、竜王北児童館、竜王東児童センター、竜王西児童館、竜王南児童館、敷島ふれあい中央児童館、敷島みなみ児童館、敷島なかよし児童館、双葉西児童館、双葉東児童館
	高齢福祉課	志麻の里ことぶきセンター
	健康増進課	敷島保健福祉センター
都市建設部	建設課	道路照明、竜王駅南北自由通路、冷間団地、田中団地
	都市計画課	なし
	緑化推進課	赤坂台総合公園、敷島総合公園、中下条公園、信玄堤公園、西八幡公園、篠原街区 1 号公園、篠原街区 2 号公園、篠原街区 3 号公園、カルチャーパーク、竜王中部公園、竜王南部公園、竜王北部公園、名取公園、境公園、双葉水辺公園、響が丘中央公園、鳥ヶ池芝生公園
	駅周辺整備室	なし
	下水道課	寺平地区浄化センター
	玉幡公園管理課	玉幡公園、玉幡公園総合屋内プール
	会計課	なし
議会事務局		なし
竜王支所	地域課	竜王保健福祉センター、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、西八幡地区剪定枝処理場、万才地区水質浄化施設

部等	課等	対象施設
敷島支所	市民課	敷島庁舎、敷島第2庁舎
	地域課	自然休養村管理センター、勤労者会館、湧水ポンプ室4、貢川自動マチ、大久保養蚕飼育所、矢木羽湖公園、三島の木住宅、御岳田住宅、中河原住宅、寺前住宅、金の宮住宅、一里塚住宅、天狗沢住宅、川辺町団地、泉尻団地
双葉支所	市民課	双葉庁舎
	地域課	双葉保健福祉センター、田畑団地、市子石団地
教育委員会	教育総務課	しきしま幼稚園、竜王小学校、玉幡小学校、竜王北小学校、竜王南小学校、竜王西小学校、竜王東小学校、敷島小学校、敷島北小学校、敷島南小学校、双葉東小学校、双葉西小学校、竜王中学校、玉幡中学校、竜王北中学校、敷島中学校、双葉中学校
	学校教育課	敷島学校給食センター、双葉学校給食センター
	生涯学習文化課	竜王北部公民館、竜王中部公民館、竜王南部公民館、敷島公民館、双葉公民館、敷島総合文化会館、双葉ふれあい文化館、睦沢地域ふれあい館、清川地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館、双葉歴史民俗資料館、竜王歴史民俗資料館、文化財整理室
	スポーツ振興課	竜王スポーツセンター、竜王体育館、竜王武道館、竜王南部公園運動場、西八幡テニスコート、敷島体育館、敷島総合公園多目的運動場、中下条公園テニスコート、双葉スポーツ公園、双葉体育館、双葉弓道場、敷島B&G海洋センター、双葉B&G海洋センター、学校グラウンド夜間照明、釜無川スポーツ公園
	図書館	竜王図書館、敷島図書館、双葉図書館
水道局	業務課	水道事務所
	工務課	上水道配水施設、清川・睦沢簡易水道施設、吉沢簡易水道施設

#### ※特記事項

- ・コミュニティ防災センターは、北部公民館横のレセプト事務室で使用しているため、光熱水費は総務課にて支出している。よって所管は総務課とする。
- ・子育てひろば（所管：子育て支援課）は敷島第2庁舎内にあり、光熱水費は敷島支所市民課で支出している。よって対象から除外する。
- ・3出張所（睦沢・清川・吉沢）（所管：敷島支所市民課）は、それぞれ各地域ふれあい館内にあるため、光熱水費は生涯学習文化課で支出している。よって対象から除外する。
- ・志麻の里ことぶきセンターは神明温泉志麻の湯内にあり、光熱水費は商工観光課で支出している。よって対象から除外する。
- ・双葉共同福祉施設は百楽泉に含まれている。

◇指定管理者（参考）

農林振興課	甲斐敷島梅の里クラインガルデン（平成 19 年度）、コミュニティーホール双葉（平成 18 年度）、双葉集出荷所（平成 18 年度）
商工観光課	双葉農の駅（平成 18 年度）、百楽泉（平成 20 年度）、双葉共同福祉施設（平成 20 年度）、神明温泉志麻の湯（平成 20 年度）、釜無川レクリエーションセンター（平成 20 年度）
環境課	双葉高原団地し尿処理施設（平成 18 年度）、双葉登美団地地域し尿処理施設（平成 18 年度）
高齢福祉課	志麻の里ことぶきセンター（平成 20 年度）
生涯学習文化課	双葉ふれあい文化館（平成 20 年度）

公用車一覧表（平成 18 年度）

所管課	区分	車名	ナンバー	用途
秘書広報課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 む 8202	軽貨
企画課	指定	トヨタ：カローラバン	山梨 44 た 511	小貨
総務課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 も 5621	軽貨
	指定	日産：ブルーバードバン	山梨 44 や 4496	小貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 も 5622	軽貨
	共用	ダイハツ：軽トラック	山梨 480 い 1151	軽貨
	共用	日産：キャラバン	山梨 33 と 3179	普乗用
	共用	トヨタ：タウンエース	山梨 57 ま 9616	小乗用
税務課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 は 8097	軽貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 に 572	軽貨
	指定	ダイハツ：ムーブ	山梨 50 こ 4921	軽乗用
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 あ 3489	軽貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 ね 8976	軽貨
保険課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 も 5646	軽貨
	指定	日産：マーチ	山梨 58 ち 6392	小乗用
	指定	トヨタ：スターレット	山梨 57 ふ 8254	小乗用
	指定	三菱：軽トラック	山梨 40 み 8665	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 い 1681	軽貨
農林振興課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 は 6891	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 い 1152	軽貨
	指定	ホンダ：HRV	山梨 500 そ 2459	小乗用
	指定	日産：ウイングロード	山梨 500 て 5871	小乗用
	指定	三菱：パジェロミニ	山梨 580 あ 7843	軽乗用
商工観光課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 は 7107	軽貨
	指定	スズキ：アルト	山梨 40 ほ 9330	軽貨
環境課	指定	スズキ：軽トラック	山梨 40 も 6562	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼットCNG	山梨 40 め 7898	軽貨
	指定	スバル：サンバー	山梨 40 ね 2201	軽貨
福祉課	指定	三菱 ミニキャブ	山梨 480 い 1107	軽貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 み 8661	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 880 あ 20	軽貨
	指定	日産：キャラバン	山梨 88 す 6443	普乗用
	指定	三菱：トッポ	山梨 80 あ 1009	軽乗用
子育て支援課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 む 9283	軽貨
	指定	トヨタ：コースター	山梨 22 す 3662	普乗用
高齢福祉課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 も 7741	軽貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 ね 9731	軽貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 ふ 8602	軽貨

所管課	区分	車名	ナンバー	用途
健康増進課	指定	トヨタ：イプサム	山梨 58 ち 6194	小乗用
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 ひ 712	軽貨
	指定	スズキ：アルト	山梨 50 つ 6564	軽乗用
	指定	スバル：サンバー	山梨 40 ひ 7905	軽貨
	指定	日産：マーチ	山梨 500 さ 8267	小乗用
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 ま 7853	軽貨
建設課	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 や 5118	軽貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 む 2137	軽貨
	指定	日産：アトラス	山梨 44 り 7592	小貨
	指定	トヨタ：カルディナ	山梨 44 ち 8077	小貨
	指定	トヨタ：カローラバン	山梨 44 ち 4137	小貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 む 8203	軽貨
都市計画課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 み 7959	軽貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 ね 3438	軽貨
緑化推進課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 み 7960	軽貨
	指定	三菱：軽トラック	山梨 40 み 7961	軽貨
	指定	トヨタ：ダンプ	山梨 400 さ 3818	小貨
	指定	日産：アトラス	山梨 44 つ 2833	小貨
	指定	スバル：軽トラック	山梨 40 に 545	軽貨
駅周辺整備室	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 あ 9892	軽貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 ね 9732	軽貨
下水道課	指定	日産：サニー	山梨 57 も 4991	小乗用
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 や 5119	軽貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 も 5623	軽貨
玉幡公園管理課	指定	ダイハツ：軽トラック	山梨 480 い 1072	軽貨
議会事務局	指定	トヨタ：ハイエース	山梨 33 む 5511	普乗用
	指定	日産：シーマ	山梨 300 そ 1463	普乗用
地域課	指定	三菱：軽トラック	山梨 40 む 8022	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 め 6123	軽貨
	指定	日産：テラノ	山梨 57 つ 962	小乗用
	指定	いすゞ：ガーラ	山梨 200 は 90	普乗合
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 む 22	軽貨
市民課	指定	スバル：レオーネ	山梨 88 せ 4319	小貨
	共用	トヨタ：ハイエース	山梨 300 せ 1087	普乗用
	共用	スズキ：軽トラック	山梨 40 ほ 7776	軽貨
	共用	三菱：ランサーセディア	山梨 500 ち 6391	小乗用
地域課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 み 8561	軽貨
	指定	スバル：軽トラック	山梨 40 ね 647	軽貨
	指定	いすゞ：エルフ	山梨 44 め 8576	小貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 や 3571	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 は 9857	軽貨

所管課	区分	車名	ナンバー	用途
市民課	指定	日産：Xトレール	山梨 800 さ 5874	小貨
	共用	日産：プレーリー	山梨 88 せ 4014	小乗用
	共用	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 め 6251	軽貨
	共用	日産：キャラバン	山梨 33 せ 7111	普乗用
	共用	スズキ：軽トラック	山梨 40 の 5040	軽貨
地域課	指定	三菱：パジェロ	山梨 800 さ 5157	小乗用
	指定	日産：アトラス	山梨 44 や 6672	普貨
	指定	日野：セレガ	山梨 22 さ 663	大型バス
	指定	日野：ロイヤル EX	山梨 220 は 110	大型バス
	指定	日野：レインボー	山梨 22 す 3199	中型バス
	指定	スズキ：アルト	山梨 50 く 1433	軽乗用
教育総務課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 は 6898	軽貨
	指定	日野：キャブオーバー	山梨 22 さ 640	普乗合
	指定	日野：レインボー	山梨 200 は 43	普乗合
	指定	日野：ブルーリボンⅢ	山梨 200 は 125	普乗合
	指定	トヨタ：ハイエース	山梨 33 ち 5782	普乗用
	共用	三菱：軽トラック	山梨 40 や 4821	軽貨
	共用	トヨタ：ハイエース	山梨 33 に 7450	普乗用
学校教育課	指定	日野：デュトロ	山梨 100 さ 1870	普貨
	指定	日野：レインボー	山梨 100 さ 5184	普貨物
	指定	スバル：軽トラック	山梨 40 な 1131	軽貨
生涯学習文化課	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 み 7685	軽貨
	指定	日産：ADバン	山梨 44 た 398	小貨
	指定	スズキ：エブリィ	山梨 40 も 5525	軽貨
	指定	スズキ：キャリー	山梨 40 ね 8869	軽貨
スポーツ振興課	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 い 1363	軽貨
	指定	日産：ホーミー	山梨 44 り 159	小貨
竜王図書館	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 ほ 8433	軽貨
業務課	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 と 6584	軽貨
	指定	ダイハツ：ムーブ	山梨 50 と 794	軽乗用
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 や 7268	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 480 う 448	軽貨
	共用	トヨタ：レジアス	山梨 300 た 5664	普乗用
工務課	指定	三菱：パジェロ	山梨 500 て 5258	小乗用
	指定	日産：アトラス	山梨 44 ら 1015	小貨
	指定	三菱：ミニキャブ	山梨 40 む 3293	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 も 3952	軽貨
	指定	ダイハツ：ハイゼット	山梨 40 も 7064	軽貨

活動量調査シート（平成 年度分）

課名： \_\_\_\_\_

施設等の名称： \_\_\_\_\_

項 目	活動量	単位	排出ガス量		
			CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O
ガソリン		ℓ		-	-
灯油（ストーブ用）		ℓ			
灯油（ボイラー・空調用）		ℓ		-	-
軽油		ℓ		-	-
A重油		ℓ		-	-
LPG		m <sup>3</sup>			
天然ガス		m <sup>3</sup>		-	-
電気使用量（一般）		kWh		-	-
電気使用量（定額）		kWh		-	-
ガソリン	普通・小型乗用車	km	-		
	軽乗用車	km	-		
	軽貨物車	km	-		
	小型貨物車	km	-		
	普通貨物車	km	-		
軽油	普通乗用車	km	-		
	普通貨物車	km	-		
	小型貨物車	km	-		
	普通乗合車・バス	km	-		
	特種用途車	km	-		
小型貨物車（天然ガス）		km	-		
上水道使用量		m <sup>3</sup>	-	-	-
コミュニティープラント		人	-		
農業集落排水		人	-		
浄化槽使用人数（合併）		人	-		
浄化槽使用人数（単独）		人	-		

計	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O

↓ ↓

CO <sub>2</sub> 換算		
--------------------	--	--

CO <sub>2</sub> 排出量 合計	
------------------------	--

## 温室効果ガス排出量の算定方法と排出係数

### ○算定方法

#### 《電気・燃料・ガス》

①二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）

【活動量（電気の使用量）】 × 【排出係数】

②二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）

【活動量（燃料の使用量）】 × 【単位発熱量】 × 【炭素排出係数】  
× (12 ÷ 44) ※

※ 炭素（分子量 12）から二酸化炭素（分子量 44）へ換算

③メタン（家庭用機器の使用により発生するもの）

【活動量（燃料の使用量）】 × 【単位発熱量】 × 【メタン排出係数】

④一酸化二窒素（家庭用機器の使用により発生するもの）

【活動量（燃料の使用量）】 × 【単位発熱量】 × 【一酸化二窒素排出係数】

#### 《自動車》

①二酸化炭素（自動車の使用により発生するもの）

【活動量（走行距離）】 × 【単位発熱量】 × 【炭素排出係数】 × (12 ÷ 44)

②メタン（自動車の使用により発生するもの）

【活動量（走行距離）】 × 【メタン排出係数】

③一酸化二窒素（自動車の使用により発生するもの）

【活動量（走行距離）】 × 【一酸化二窒素排出係数】

#### 《し尿の処理》

①メタン（し尿の処理に伴い発生するもの）

【活動量（使用人数）】 × 【メタン排出係数】

②一酸化二窒素（し尿の処理に伴い発生するもの）

【活動量（使用人数）】 × 【一酸化二窒素排出係数】

○排出係数

《電気・燃料・ガス》

①二酸化炭素（電気の使用により発生するもの）	
単位	排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）
kWh	0.339

②二酸化炭素（燃料の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/1単位）	炭素排出係数（kg-C/MJ）
灯油	ℓ	36.7	0.0185
軽油	ℓ	38.2	0.0187
A重油	ℓ	39.1	0.0189
LPG	m <sup>3</sup>	50.2	0.0163
ガソリン	ℓ	34.6	0.0183

※LPGの使用量：1 m<sup>3</sup>=2.0747 kgで換算（日本LPG協会）している。以下も同様。

③メタン（家庭用機器の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/1単位）	メタン排出係数（kg-CH <sub>4</sub> /MJ）
灯油	ℓ	0.0367	0.0095
LPG	m <sup>3</sup>	0.0502	0.0045

④一酸化二窒素（家庭用機器の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/1単位）	一酸化二窒素排出係数（kg-N <sub>2</sub> O/MJ）
灯油	ℓ	0.0367	0.00057
LPG	m <sup>3</sup>	0.0502	0.000090

《自動車》

①二酸化炭素（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	単位	単位発熱量（MJ/1 単位）	炭素排出係数（kg-C/MJ）
ガソリン	ℓ	34.6	0.0183
軽油	ℓ	38.2	0.0187
天然ガス	m <sup>3</sup>	43.14	0.0138

②メタン（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	自動車の種類	単位	メタン排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /km)
ガソリン	普通・小型乗用車	k m	0.000010
	軽乗用車	k m	0.000010
	軽貨物車	k m	0.000011
	小型貨物車	k m	0.000035
	普通貨物車	k m	0.000035
軽油	普通乗用車	k m	0.0000020
	普通貨物車	k m	0.000015
	小型貨物車	k m	0.0000076
	普通乗合車・バス	k m	0.000017
	特殊用途車	k m	0.000013
天然ガス	小型貨物車	k m	0.0000084

③一酸化二窒素（自動車の使用により発生するもの）			
燃料	自動車の種類	単位	一酸化二窒素排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/km)
ガソリン	普通・小型乗用車	k m	0.000029
	軽乗用車	k m	0.000022
	軽貨物車	k m	0.000022
	小型貨物車	k m	0.000026
	普通貨物車	k m	0.000039
軽油	普通乗用車	k m	0.000007
	普通貨物車	k m	0.000014
	小型貨物車	k m	0.000009
	普通乗合車・バス	k m	0.000025
	特殊用途車	k m	0.000025
天然ガス	小型貨物車	k m	0.0000002

《し尿の処理》

①メタン（し尿の処理に伴い発生するもの）		
浄化槽等の種類	単位	メタン排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /人)
コミュニティプラント	人	0.20
農業集落排水	人	0.55
浄化槽（合併）	人	1.11
浄化槽（単独）	人	0.20

②一酸化二窒素（し尿の処理に伴い発生するもの）		
浄化槽等の種類	単位	一酸化二窒素排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/人)
コミュニティプラント	人	0.039
農業集落排水	人	0.022
浄化槽（合併）	人	0.026
浄化槽（単独）	人	0.020

■修正

- ・平成21年4月1日 P15 環境管理推進組織図のうち、敷島支所長、双葉支所長を削除（組織変更のため）